明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十二月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月三日

大阪府泉大津市板原町三丁目二〇番一六号

藤又毛織株式会社

代表取締役　藤原喜代彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、平成二十五年十一月二十九日開催の臨時株主総会において、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月三日

大分市中央町二丁目九番二二号

大分リース株式会社

代表取締役　小金丸重成

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である吉田幸正が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十五年十二月三日

横浜市栄区野七里一丁目二三番五号

Novellus Singapore Pte Ltd.

日本における代表者　吉田　幸正

限定承認公告

本籍大阪府泉大津市池浦町三丁目一二番、最後の住所大阪府泉大津市寿町五番四―三〇一号

被相続人　亡　前川　保孝

右被相続人は平成二十五年九月十日死亡し、その相続人らは平成二十五年十一月二十一日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

大阪府泉大津市寿町五番四―一〇三号

相続財産管理人　山下　唯

限定承認公告

本籍香川県観音寺市豊浜町姫浜一二九三番地一、最後の住所兵庫県尼崎市宮内町一丁目三一番地の五

被相続人　亡　合田　秀雄

右被相続人は平成二十五年八月十日頃死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十一日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月三日

香川県綾歌郡宇多津町二六二八番地五四三

限定承認者　合田　善二

事業譲渡公告

当組合は、平成二十五年十一月二十日開催の臨時総会において宮崎県信用漁業協同組合連合会（住所宮崎市港二丁目六番地）に信用事業のすべてを譲渡することにいたしましたので、これに対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十五年十二月三日

宮崎県宮崎市青島三丁目五番一号

宮崎市漁業協同組合

代表理事組合長　矢部　廣一

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二	上	二一～二二	原子力施設検査官が次に掲げる事項について	次に掲げる事項について、施設定期検査を受ける者が行う試運転その他の機能及び作動の状況を確認するため施設検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその検査の記録を確認することにより
〃	〃	二三（終りから三）	非常用電源装置	非常用発電装置
〃	下	二一（終りから二）	あつて	あって
〃	〃	一七	講じる	講ずる
〃	〃	一五	取扱う	取り扱う
〃	〃	一三～一二	検査を受けようとする場合において、直近の施設定期検査を開始した日以降十三月を超えない時期	検査を受けようとする場合において、直近の施設定期検査を開始した日以降十四月を超えない時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）
〃	〃	一一～一〇	原子力規制委員会規則で定める時期	第四十三条の三の三十二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期
二二	下	一二～一一	検査を受けようとする場合において、直近の施設定期検査を開始した日以降十三月を超えない時期	検査に係る施設について、法第四十三条の三の三十二第一項の原子力規制委員会規則で定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）
二三	上	一～一六	前項第一号の対象となる特定重要発電用原子炉施設については、法第四十三条の三の三十二第二項の原子力規制委員会規則で定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）	前項第二号の対象となる施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）に、施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。
〃	〃	一～一六	廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合	廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合
二三	上	一～二	原子炉の設置（変更の許可を含む。）、工事の方法（変更の認可を含む。）又は使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。	原子炉の設置（変更の許可を含む。）、工事の方法（変更の認可を含む。）又は使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。
〃	〃	一～一六	前項第一号の対象となる特定重要発電用原子炉施設については、法第四十三条の三の三十二第二項の原子力規制委員会規則で定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）	前項第二号の対象となる施設については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める時期（原子力規制委員会が別に指定した場合、その指定した時期）
二三	下	二（終りから二）	（補助ボイラー及び非常用発電設備	（非常用電源設備及び補助ボイラー
二四	〃	一四	前号の	この表の第一号の
〃	〃	三	ところにより	ところにより
二五	上	一二	検査に関する	検査に係る
〃	〃	一三	三〇ページ上段の表8(1)の項の下に中段の二〇行目と下段の一五行目が来るようにする。	三〇ページ上段の表8(1)の項の下に中段の二〇行目と下段の一五行目が来るようにする。
〃	〃	一四	二五ページ上段の表1の項中段の表「その他の発電用原子炉の附属施設」の欄一行目から四段目の欄一行目までを三行ずつ繰り下げる。	四五ページ上段の表「安全弁の吹出し圧力」の欄一行目から四段目の欄一行目までを三行ずつ繰り下げる。
二三	下	二（終りから二）	（補助ボイラー及び非常用発電設備	（非常用電源設備及び補助ボイラー
二四	〃	一四	前号の	この表の第一号の
〃	〃	三	ところにより	ところにより
二五	上	一二	検査に関する	検査に係る
〃	〃	一三	三〇ページ上段の表8(1)の項の下に中段の二〇行目と下段の一五行目が来るようにする。	三〇ページ上段の表8(1)の項の下に中段の二〇行目と下段の一五行目が来るようにする。
〃	〃	一四	二五ページ上段の表1の項中段の表「その他の発電用原子炉の附属施設」の欄一行目から四段目の欄一行目までを三行ずつ繰り下げる。	四五ページ上段の表「安全弁の吹出し圧力」の欄一行目から四段目の欄一行目までを三行ずつ繰り下げる。
二三ページ上段終りから二行目			は次のとおりの誤り。	は次のとおりの誤り。
〃	〃	一～二	原子炉格納施設に係る圧力逃がし装置及びフィルター性能検査	原子炉格納施設に係る圧力逃がし装置の作動検査及びフィルター性能検査
〃	〃	一～一六	非常用電源設備に係る非常用発電装置及び非常用発電備	非常用電源設備に係る非常用発電装置の作動検査
〃	〃	一～一六	前項第一号の対象となる特定重要発電用原子炉施設については	前項第二号の対象となる施設については
〃	〃	一～一六	廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合	廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合
二三	上	一～二	原子炉の設置（変更の許可を含む。）、工事の方法（変更の認可を含む。）又は使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。	原子炉の設置（変更の許可を含む。）、工事の方法（変更の認可を含む。）又は使用の状況から前条に規定する時期に施設定期検査を行う必要がないと認めて原子力規制委員会が施設定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。
〃	〃	一～一六	前項第一号の対象となる特定重要発電用原子炉施設については	前項第二号の対象となる施設については
〃	〃	一～一六	廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合	廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合
二三	下	二（終りから二）	（補助ボイラー及び非常用発電設備	（非常用電源設備及び補助ボイラー
二四	〃	一四	前号の	この表の第一号の
〃	〃	三	ところにより	ところにより
二五	上	一二	検査に関する	検査に係る
〃	〃	一三	三〇ページ上段の表8(1)の項の下に中段の二〇行目と下段の一五行目が来るようにする。	三〇ページ上段の表8(1)の項の下に中段の二〇行目と下段の一五行目が来るようにする。
〃	〃	一四	二五ページ上段の表1の項中段の表「その他の発電用原子炉の附属施設」の欄一行目から四段目の欄一行目までを三行ずつ繰り下げる。	四五ページ上段の表「安全弁の吹出し圧力」の欄一行目から四段目の欄一行目までを三行ずつ繰り下げる。
六七	下	終りから六	最高使用温度、	最高使用温度及び
七二	上	二三～二二	「原子炉」を「試験研究用等原子炉」	「原子炉の設置」を「試験研究用等原子炉の設置」
〃	〃	二二	第二号(イ)	第二号イ(イ)
〃	〃	九	試験研究用原子炉ごと	試験研究用等原子炉ごと
〃	〃	二	第一項	第一項
〃	〃	七	試験研究用等原子炉に、	試験研究用等原子炉に、
〃	〃	六及び		で
七二	下	一四	同条第二項第一号から第九号まで中	同条第二項第一号から第五号まで及び第九号中
〃	〃	一七～一八	試験研究用等原子炉ごと	試験研究用等原子炉ごと
〃	〃	二二	「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」	「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」
〃	〃	二四	「旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等」	「旧原子炉設置者等（旧原子炉設置者等」を「旧試験研究用等原子炉設置者等（旧試験研究用等原子炉設置者等」
〃	〃	一四～一六	「試験研究用等原子炉」に改める。	「試験研究用等原子炉」に、同条第九号イ中「原子炉を」を「試験研究用等原子炉を」に改める。
〃	〃	一一～九	工事の計画の方法（昭和六十二年総理府令第十二号）	工事の計画の工事の方法（昭和六十二年総理府令第十二号）

平成二十五年十一月二十九日（号外第二百六十号）掲載の常盤薬品工業株式会社に係る決算公告（枠組）中（印刷誤り）六十一ページ下段常盤薬品工業株式会社の社名が「常磐薬品工業株式会社」とあるは「常盤薬品工業株式会社」の誤り。

◉号外　十二月三日付第二六二号四　八ページ●同日付政府調達第二二七号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）